

（後部霧灯）

第38条 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、保安基準第37条の2の規定並びに細目告示第51条、第129条及び第207条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 自動車の後面には、後部霧灯を備えることができる。
- 二 後部霧灯は、次の基準に適合するものでなければならない。
 - イ 後部霧灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。
 - ロ 後部霧灯の灯光の色は、赤色であること。
- 三 後部霧灯は、前号に掲げた性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
 - イ 後部霧灯の数は、2個以下であること。
 - ロ 後部霧灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合にのみ点灯できる構造であり、かつ、前照灯又は前部霧灯のいずれが点灯している場合においても消灯できる構造であること。
 - ハ 後部霧灯は、次のいずれかの要件に適合する構造であること。
 - （1） 原動機を停止し、かつ、運転者席のとびらを開放した場合に、後部霧灯の点灯操作装置が点灯位置にあるときは、その旨を運転者席の運転者に音により警報すること。
 - （2） 前照灯又は前部霧灯を消灯した場合にあっても点灯しているときは、尾灯は点灯しており、かつ、尾灯を消灯した後、前照灯又は前部霧灯を点灯した場合には、再度、後部霧灯の点灯操作を行うまで消灯していること。
- ニ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える後部霧灯は、その照明部の上縁の高さが地上1メートル以下、下縁の高さが地上0.25メートル以上となるように取り付けられていること。
- ホ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える後部霧灯は、その照明部の中心が地上1メートル以下となるように取り付けられていること。
- ヘ 後部霧灯の照明部は、制動灯の照明部から100ミリメートル以上離れていること。
- ト 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える後部霧灯の照明部は、後部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方5度の平面及び下方5度の平面並びに後部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部霧灯の内側方向25度の平面及び後部霧灯の外側方向25度の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。
- チ 後部霧灯を一個備える場合にあっては、当該後部霧灯の中心が車両中心面上又はこれより右側の位置となるように取り付けられていること。

リ 後部霧灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。

ヌ 後面の両側に備える後部霧灯の取付位置は、ニからトまでに規定するほか、前条第1項第3号ホの基準に準じたものであること。

2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自 動 車	条 項
一 平成17年12月31日以前に製作された自動車	第3号ト、チ及びヌ

3 次の表の第1欄に掲げる自動車については、第1項の規定のうち同表第2欄に掲げる規定は、同表第3欄に掲げる字句を同表第4欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

自 動 車	条 項	読み替えられる字句	読み替える字句
一 平成8年1月31日以前に製作された自動車	第3号ニ	上縁の高さが地上1メートル以下、下縁の高さが地上0.25メートル以上	中心の高さが地上1メートル以下
二 平成8年2月1日から平成17年12月31日までに製作された自動車	第3号ニ	上縁の高さが地上1メートル以下、下縁の高さが地上0.25メートル以上	上縁の高さが地上1メートル以下

4 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、第1項第2号イ並びに第3号ロ及びハの規定にかかわらず、後部霧灯は、次の基準に適合する構造とすることができる。

一 後部霧灯の光度は、尾灯の光度を超えるものであること。

二 後部霧灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合にのみ点灯できる構造であり、かつ、前照灯又は前部霧灯のいずれが点灯している場合においても消灯できる構造であること。ただし、後部霧灯は、尾灯が点灯している場合に限り前照灯又は前部霧灯を消灯した場合にあっても点灯している構造とすることができる。この場合において、尾灯を消灯した後、前照灯又は前部霧灯を点灯した場合には、再度、後部霧灯の点灯操作を行うまで消灯している構造であること。

5 平成19年9月1日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の自動車については、細目告示別添52 3.23.の規定は、適用しない。

6 平成18年1月1日から平成21年7月10日までに製作された自動車については、細目告示別添65 3.5.の規定は、適用しない。

7 平成18年1月1日から平成21年10月14日までに製作された自動車については、細目告示51条第1項、別添52 2.13.及び別添65 3.3.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安

基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成20年国土交通省告示第1217号）による改正前の細目告示第51条第1項、別添52 2. 13. 及び別添65 3. 3. の規定に適合するものであればよい。

- 8 平成18年1月1日から平成23年2月6日までに製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示別添52 3. 7. 1. 、3. 22. 及び3. 23. の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成21年国土交通省告示第771号）による改正前の細目告示別添52 3. 7. 1. 、3. 22. 及び3. 23. の規定に適合するものであればよい。
- 9 保安基準第37条の2第3項及び細目告示第51条第2項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成21年7月22日から平成23年2月6日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号の規定にかかわらず、協定規則第48号第4改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 10 保安基準第37条の2第3項及び細目告示第51条第2項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成21年10月24日から平成24年10月23日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号の規定にかかわらず、協定規則第48号第4改訂版補足第2改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 11 保安基準第37条の2第3項及び細目告示第51条第2項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成24年11月18日から平成29年11月17日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号の規定にかかわらず、協定規則第48号第5改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 12 保安基準第37条の2が適用される自動車は、当分の間、細目告示第51条第1項及び別添52 4. 13. 2. の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第714号）による改正前の細目告示第51条第1項及び別添52 4. 13. 2. の規定に適合するものであればよい。
- 13 次に掲げる二輪自動車については、細目告示第51条第2項、第129条第3項、第207条第3項及び別添53の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第1021号）による改正前の細目告示第51条第2項、第129条第3項、第207条第3項及び別添53の規定に適合するものであればよい。
 - 一 令和5年8月31日以前に製作された二輪自動車
 - 二 令和5年9月1日から令和12年8月31日までに製作された二輪自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和5年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 国土交通大臣が定める自動車
- 14 次に掲げる自動車については、細目告示第51条第1項及び別添52 4. 13. 2. の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和5年国土交通省告示第1号）による改正前の細目告示第51条第1項及び別添52 4. 13. 2. （以

下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「協定規則第148号」とあるのは「協定規則第148号補足第4改訂版」と読み替えることができる。

- 一 令和8年8月31日以前に製作された自動車
 - 二 令和8年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和8年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和8年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と後部霧灯の型式が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 15 次に掲げる二輪自動車については、細目告示第51条第2項の規定中「協定規則第53号」とあるのは、「協定規則第53号第3改訂版補足第4改訂版」と読み替えることができる。
- 一 令和10年8月31日以前に製作された二輪自動車
 - 二 令和10年9月1日から令和12年8月31日までに製作された二輪自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和10年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和10年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和10年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と後部霧灯の型式が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
 - 三 令和12年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの